

令和5年度適性検査等実施要項 (狩 猟 免 許 更 新)

京 都 府

1 適性検査等を受けられる資格

京都府内に住所を有し、有効期限が令和5年9月14日までの交付免状を所持している者で、狩猟免許の更新を受けようとする者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 精神障害又は発作による意識障害をもたらし、その他の狩猟を適正に行うことに支障を及ぼすおそれがある病気として次のものにかかっている者
 - ア 統合失調症
 - イ そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）
 - ウ てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）
 - エ 前号に掲げるもののほか、自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気
- (2) 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- (3) 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者

なお、有効期間の満了していない他の種の狩猟免許を持っている者は、その免許も併せて更新することができる。

2 適性検査等の内容

本年度においては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、例年実施している集合形式での講習に代えて、テキストの配布による在宅履修を行う。

(1) 適性検査

視力、聴力、運動能力について、次に掲げる合格基準に示す能力を備えているかどうかについて試験を行う。

科 目	合 格 基 準
視 力	1 網猟免許又はわな猟免許に係る適性検査にあつては、視力（万国式試視力表により検査した視力で、矯正視力を含む。以下同じ。）が両眼で0.5以上であること。 ただし、1眼が見えない者については、他眼の視野が左右150度以上で、視力が0.5以上であること。 2 第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許に係る適性検査にあつては、視力が両眼で0.7以上であり、かつ、1眼でそれぞれ0.3以上であること。 ただし、1眼の視力が0.3に満たない者又は1眼が見えない者については、他眼の視野が左右150度以上で、視力が0.7以上であること。
聴 力	10メートルの距離で、90デシベルの警音器の音が聞こえる聴力（補聴器により補正された聴力を含む。）を有すること。

運動能力	狩猟を安全に行うことに支障を及ぼすおそれのある四肢又は体幹の障害がないこと。 ただし、狩猟を安全に行うことに支障を及ぼすおそれのある四肢又は体幹の障害がある者については、その者の身体の状態に応じた補助手段を講ずることにより狩猟を行うことに支障を及ぼすおそれがないと認められるものであること。
------	--

(2) 法令、鳥獣の判別、猟具の取扱に係る履修

別途配布するテキスト（狩猟読本（発行：一般社団法人大日本猟友会））により在宅履修を行うこと。

ア 履修時間

3時間程度

イ 履修状況の報告

受検票の履修状況報告の確認欄において、履修の完了について報告すること。

3 適性検査の日時、場所

別項に記載のとおり。

4 申請の手続き

(1) 受付期間

5月29日（月）から各受付締切日まで（ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

申請受付時間は、午前8時30分から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

(2) 申請方法

最寄りの各京都府総合庁舎又は京都府京都林務事務所に、下記(3)の申請書類等をそろえて申請すること。

※ 郵送による申請は受け付けません。

(3) 申請書類等

ア 狩猟免許更新申請書（次に掲げるイ及びウを張り付けること。）

イ 写真（申請書提出前6箇月以内に撮影した正面、上三分身、無帽、無背景のもので、縦3.0センチメートル、横2.4センチメートル）

ウ 免許更新手数料2,900円分の納付済証

エ 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている場合にあっては、当該許可にかかる許可証の写し。許可を受けていない場合はこの要項の1(1)～(3)に示す者（精神障害等）でないことを証明する医師の診断書

※ 診断書は、申請書提出日前6箇月以内のもの。

オ 認定鳥獣捕獲等事業に従事する者であって、適性検査の免除を申請する場合は、認定鳥獣捕獲等事業者が作成した狩猟について必要な適性を有することを確認した旨の書面（狩猟について必要な適性の確認をした旨の書面）

カ 複数の狩猟免許を更新しようとする者は、1枚の申請書にまとめて申請すること

※ 免許の種類毎に免許更新手数料を要する。

5 合格発表

合格発表は、当日、検査会場で行う。

6 狩猟免許の交付

テキストによる在宅履修を終え、検査に合格した者は、**別項に記載された免許交付日以降に印鑑（署名可）、受検票及び旧免許**を持参の上、申請を受け付けた各京都府総合庁舎又は京都府京都林務事務所^で狩猟免許の交付を受けること。

7 注意事項

- (1) 適性検査当日の受付は、受検票に記載された時間に行うこと。
- (2) 適性検査当日は、受検票を持参すること。
- (3) 適性検査を受けるときは、係員の指示に従うこと。指示に従わないときは退場を命じることがある。
- (4) 各検査会場においては、駐車場・駐輪場を確保していないため、来場に当たっては公共交通機関を利用のこと。
- (5) 申請の手続き、適性検査の受検にあたっては、手洗いや咳エチケット等の新型コロナウイルス感染症への予防対策に協力をお願いします。

また、新型コロナウイルス感染症対策として、適性検査当日は受付時間を分散して実施するため、受検者ごとの受付時間を申請時に調整します。

(別 項)

令和5年度 適性検査の日・場所

開催日	場 所	受付締切日	免状の交付
7月 1日 (土) 午前	アグリセンター大宮 京丹後市大宮町口大野228の1	6月21日 (水)	7月21日 (金) ~
7月 7日 (金) 午前	京都労働者総合会館 (ラポール京都) 京都市中京区壬生仙念町30の2	6月27日 (火)	7月28日 (金) ~
7月19日 (水) 午前	綾部市市民センター (あやべ・日東精工アリーナ) 綾部市西町3丁目南大坪39の10	7月 6日 (木)	8月 9日 (水) ~
8月 5日 (土) 午前	京都労働者総合会館 (ラポール京都) 京都市中京区壬生仙念町30の2	7月24日 (月)	8月28日 (月) ~
8月20日 (日) 午前	京都府山城広域振興局田辺総合庁舎 京田辺市田辺明田1	8月 4日 (金)	9月 8日 (金) ~
8月24日 (木) 午前	京都労働者総合会館 (ラポール京都) 京都市中京区壬生仙念町30の2	8月10日 (木)	9月12日 (火) ~